

一般社団法人日本家族心理学会
第3期役員選挙管理委員会
委員長 吉川 延代

平素より、本学会にご協力賜りいただきまして誠にありがとうございます。
第2期役員の任期満了に伴い、令和3～4年度を任期とする代表理事、理事、監事および代議員の役員選挙を、下記の日程で実施致します。

なお、令和2年5月10日の社員総会にて、一般社団法人日本家族心理学会役員選挙規程第2条に従い選挙管理委員会が組織され、吉川延代、樫村正美、喜多見学の3名が選挙管理委員に委嘱されました。

会員の皆様におかれましては、選挙実施日程をご確認いただき、住所・所属・氏名等の変更がある方は、9月末日までに学会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

選挙公示

令和2年9月19日

会員各位

第3期役員選挙管理委員会
委員長 吉川 延代

一般社団法人 日本家族心理学会 第3期役員選挙日程

令和2年	9月19日	役員選挙実施日程の公示
	10月上旬	選挙人及び被選挙人名簿送付 代議員および監事候補者の推薦受付開始
	11月中旬	代議員および監事候補者の推薦受付終了
	11月下旬	代議員および監事候補者名簿の公示
令和3年	1月中旬	投票用紙の送付、投票受付開始
	2月下旬	開票
	5月上旬	代議員の互選による理事および代表理事 選挙の実施
	5月中旬	当選者・補欠者の確定と公示

※会費未納による選挙権喪失について

選挙権は、令和元年度（選挙年の前年度）までの会費納入が確認できている
正会員・学生会員にのみ認められますので、ご注意ください。

一般社団法人 日本家族心理学会 第3期役員選挙について

代議員の定数は、選挙規程第5条により「概ね正会員30名～40名の中から1名」となりますが、細則第4条2項の定めるところにより、当分の間は27名となります。任期は2年です。なお、今回選出された代議員の互選により、理事が選出されます。

代議員選挙は、会員の中から推薦（自薦および他薦）を受け付けます。そして、その候補者について投票をしていただきます。詳しくは同封の選挙規程をご覧ください。以下に、代議員選挙の実施方法について概略を示します。

I. 選挙の流れ

①選挙人および被選挙人名簿の送付



②推薦者（自薦・他薦）の受付



③候補者名簿の公示



④選挙実施（投票）



⑤代議員および監事を決定



⑥代議員の互選により理事および代表理事を決定

*選挙権は、令和元年度までの会費納入が確認できている正会員・学生会員にのみ認められます。

*住所・所属・氏名等の変更がある方は、9月末日までに学会事務局までご連絡ください。

II. 候補者となるには

自薦（立候補）あるいは1名以上の有権者が推薦し被推薦人の同意を得た他薦が必要です。

III. 投票

代議員名簿を基に選挙が実施され、以下の手続きにより当選者を決定します。

- 1) 投票は、選挙台帳記載会員の互選により、2名連記・無記名で行われます。
- 2) 当選者の決定は得票順により決定します。
- 3) ただし、得票数が同じ者が複数の生じた場合は、抽選により当選者を決定します。また、就任の辞退、病気や事故などにより代議員が欠けた場合は、次点者をもって補います。